

ウィーン国際売買条約（CISG）におけるサステナビリティ

ー CISG を基礎とする契約ガバナンスとグローバル・サプライチェーン・マネジメント

小林 一郎（一橋大学）

近年、グローバル企業では、「ビジネスと人権」や環境問題などのサステナビリティ課題を解決するためのサプライチェーン・マネジメントが重要な課題として認識されている。一般に欧米のグローバル企業は、自社が公表するサプライヤー行動規範の中で、自社製品の構成する部品などのサプライヤーに対し、環境に負の影響を与えていないことや、児童労働や強制労働のような人権上の問題がないことなど（以下「サステナビリティ・コンプライアンス」）の遵守を求める。さらに、グローバル大企業は、サプライヤーに対し、その先の2次サプライヤーに対してもサステナビリティ規範を遵守させることをサプライヤー行動規範の中で要求し、これらを通じて、サプライチェーン全体が人権・環境に関するコンプライアンスを遵守できるような制度上の手当てはかっている。

このようなサプライチェーン・マネジメントは、すでに欧米ではグローバル・スタンダードとして確立されており、日本のグローバル企業も取り組み強化を図っていることは周知のとおりである。しかし、日本のグローバル企業のサプライチェーン・マネジメントは、欧米スタンダードとはやや異なる実務展開を見せている。日本企業が制定・公表するサプライヤー行動規範は「お願いベース」が基本であり、同規範を契約上の規範として活用し、サプライヤーを拘束していこうとする取り組みはあまり見られない。我が国では、「契約の拘束力」を通じてサプライチェーン全体の規律をはかっていくような取り組みはいまだ十分に行われていないものと考えられる。

本報告は、日本のグローバル大企業が抱えるサプライチェーン・マネジメントの課題を、「契約の拘束力」を通じた規律という側面から論じるものである。ウィーン国際売買条約（CISG）の定めが想定する国際スタンダードとしての契約法メカニズムのあり方が、サプライチェーン・マネジメントに対してどのような制度的な基盤を提供しているのかについて探っていく。具体的には、CISG 研究の第一人者である Ingeborg Schwenzer & Edgardo Muñoz が近時公表した論文をベースに、CISG の各規定が想定する契約の拘束力の考え方が、サプライヤーに求められる人権や環境等のサステナビリティ課題の遵守を徹底するための実務上のフレームワークを設定していることについて論じ、グローバルな企業間取引において、CISG などのグローバルな契約法制度が、「契約ガバナンス」というべき制度上の枠組みを基盤として提供していることについて明らかにしていく。
